

## 告 示

### 埼玉県告示第百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。）第五十四条の二第四項において準用する法第五十一条第二項第八号の規定により指定介護機関の指定を取り消したので、法第五十五条の三第四号の規定により次のとおり告示する。

平成三十年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 事業者の名称  
株式会社 O・S・I
- 二 事業者の主たる事務所の所在地  
千葉県柏市根戸千八百六十四番地四カパルア一階 A
- 三 事業所の名称  
訪問介護ステーション季楽
- 四 事業所の所在地  
埼玉県鶴ヶ島市富士見四―十九―二―百一
- 五 介護保険事業所番号  
一―七六二〇〇五五六
- 六 サービスの種類  
訪問介護及び介護予防訪問介護
- 七 指定取消処分年月日  
平成三十年一月二十三日
- 八 指定取消し年月日（効力発生日）  
平成三十年三月一日